
災害への備えについて

自助・共助・公助
国・県・市町村の役割

令和5年12月25日
奈良県政策参与(危機管理担当)
防災士 杉中泰則

目次

1. 日本における災害
2. 奈良県で起こりうる災害
3. 自分で出来ること ～ 自助 ～
4. 自分達で出来ること ～ 共助 ～
5. 国・県・市町村の役割 ～ 公助 ～

1. 日本における災害

1. 日本における災害

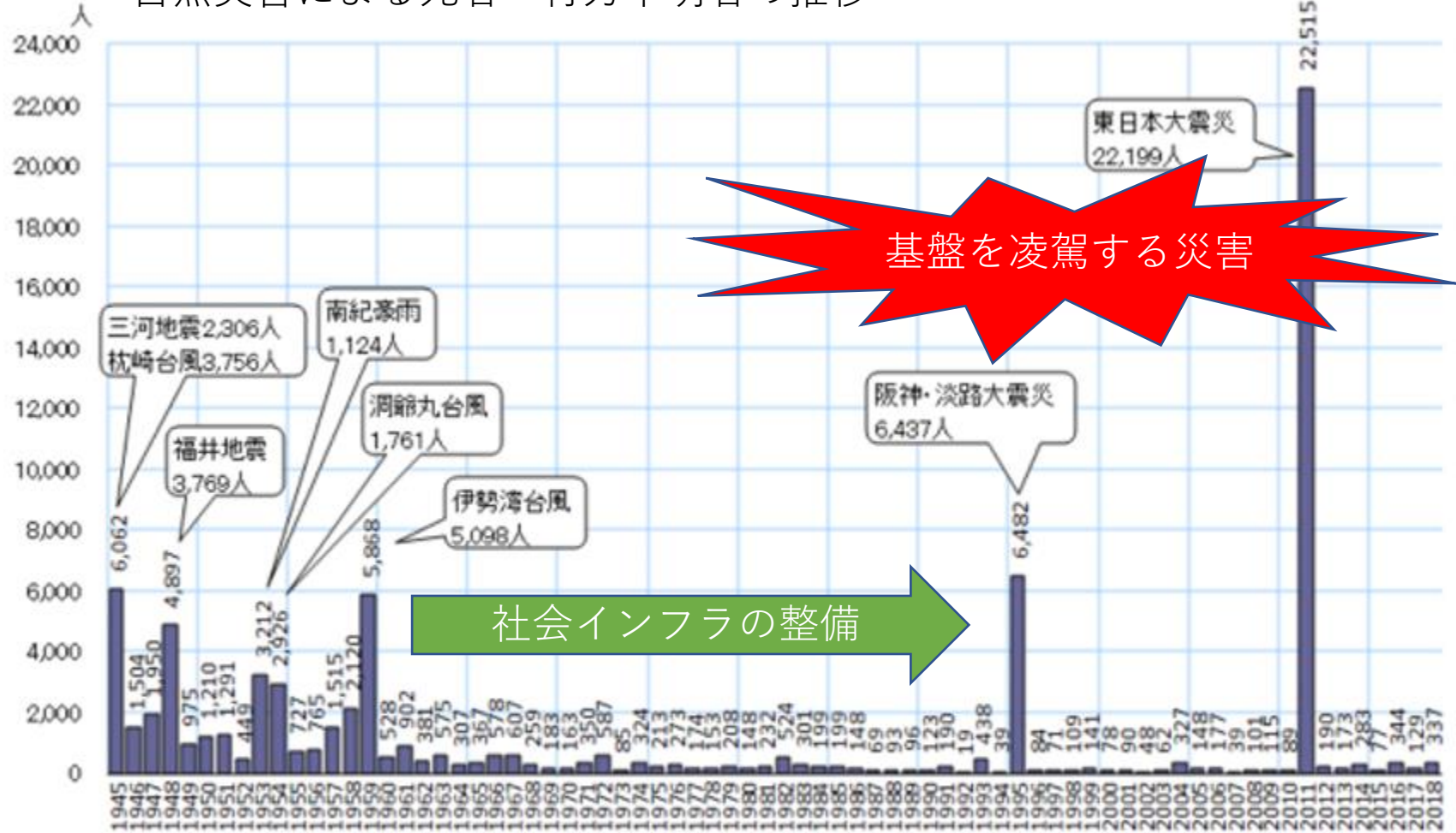
近年の主な災害

平成27年9月	関東・東北豪雨
平成28年4月	熊本地震
平成29年7月	九州北部豪雨
平成30年6月	大阪府北部地震
平成30年7月	平成30年7月豪雨
平成30年9月	北海道胆振東部地震
令和元年 9月	令和元年房総半島台風
令和元年10月	令和元年東日本台風
令和2年 7月	令和2年7月豪雨
令和3年 7月	静岡県熱海市土石流災害
令和4年 8月	東北・北陸での大雨
令和5年 5月	石川県能登地方地震

毎年
繰り返す
大災害



自然災害による死者・行方不明者の推移



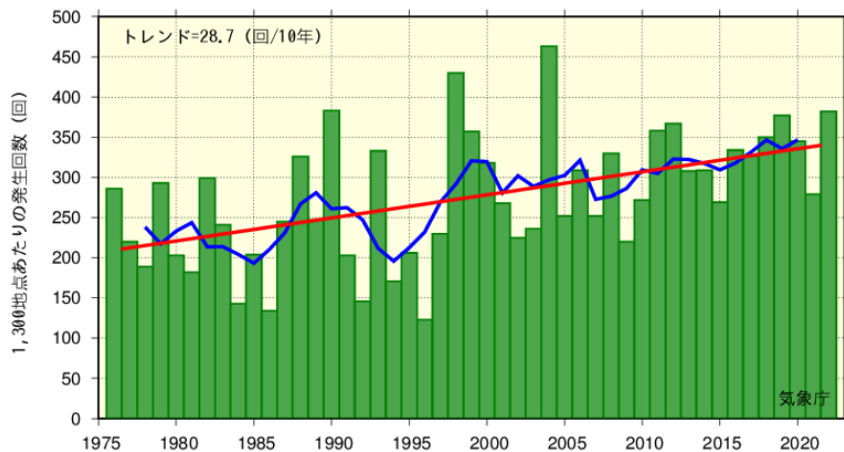
基盤を凌駕する災害

社会インフラの整備

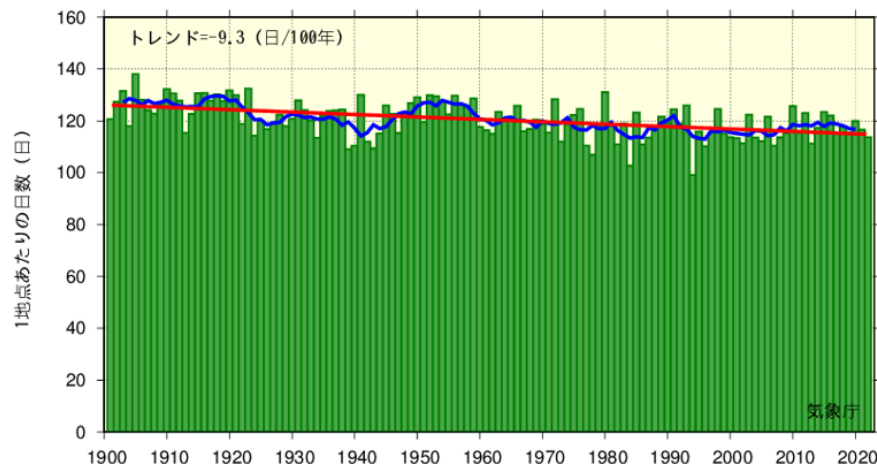
(注)1945年は主な災害による死者・行方不明者(理科年表による)。46~52年は日本気象災害年報, 53~62年は警察庁資料, 63年以降は消防庁資料に基づき内閣府作成。1995年の死者のうち、阪神・淡路大震災の死者については、いわゆる関連死919名を含む(兵庫県資料)。2018年は内閣府とりまとめによる速報(資料)内閣府「令和元年版防災白書」ほか

【全国】 短時間強雨の発生回数の変化 (長期変動)

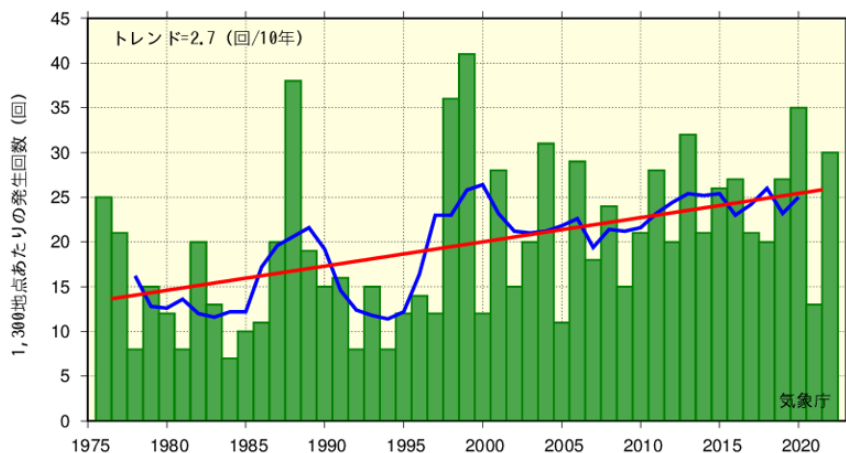
① 1時間降水量50mm以上の年間観測回数



③ 日降水量1.0mm以上の年間日数



② 1時間降水量80mm以上の年間観測回数



➤ ①②

非常に激しい雨 や猛烈な雨の
頻度は増加傾向

➤ ③

一方、降水日数は減少傾向

雨が降れば大雨となりやすい

(奈良気象台資料)

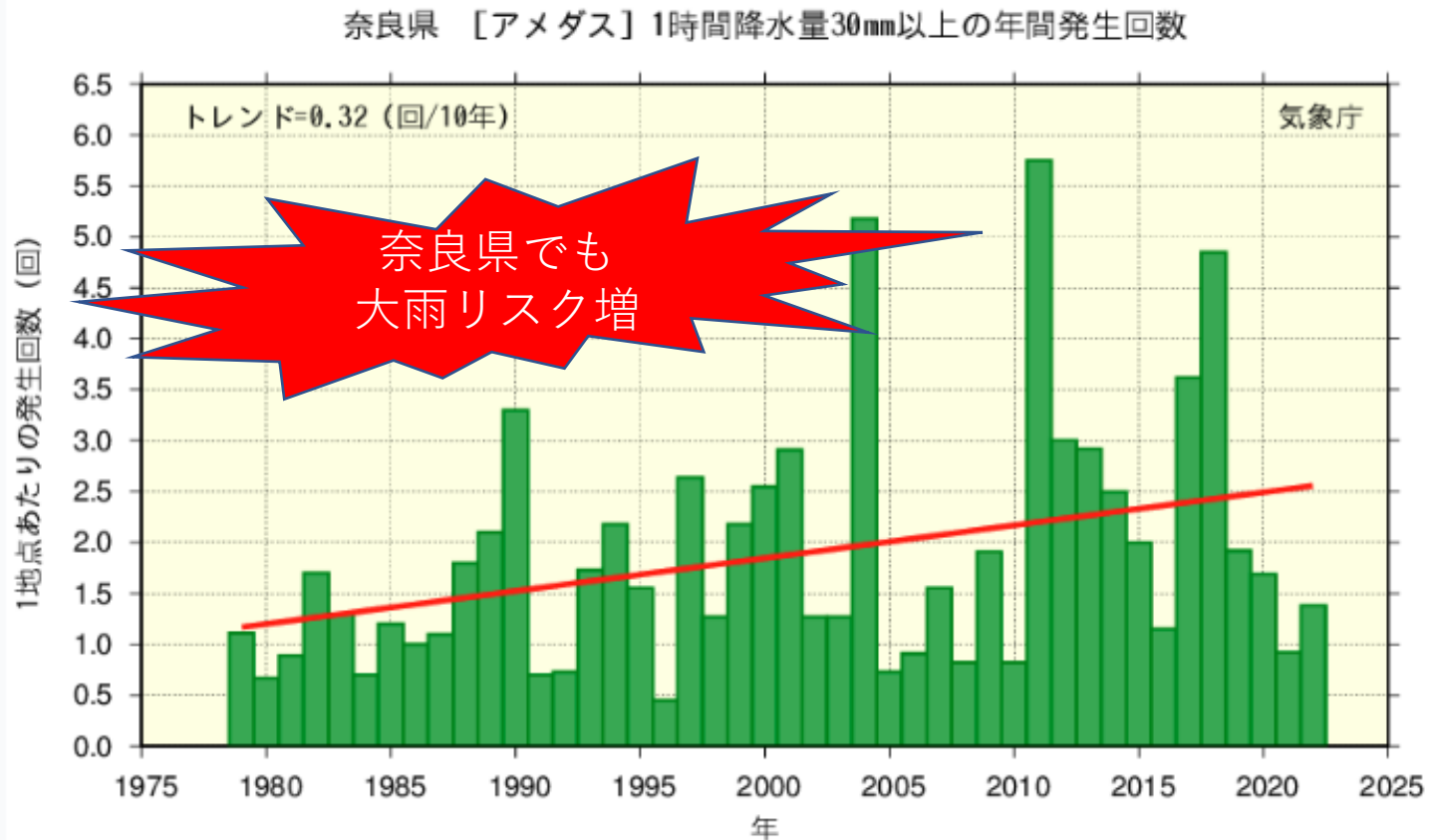


図 奈良県の1時間降水量30mm以上の年間発生回数の経年変化 (1979~2022年)

棒グラフ (緑) は各年の年間発生回数を示す (奈良県のアメダスによる観測値を1地点あたりに換算した値)。直線 (赤) は長期変化傾向 (この期間の平均的な変化傾向) を示す。

1. 日本における災害

災害の種類（事例）

○ 海溝型地震（東日本大震災）

H23.3.11 岩手県宮古市



【東日本大震災の教訓を踏まえた主な見直し】

- ・南海トラフ地震等の被害想定の見直し、大規模災害時の応援の円滑化、緊急物資の輸送のプッシュ型の仕組み、避難所・避難場所の区別、避難行動要支援者名簿の作成・利用制度 など

○内陸型地震（阪神・淡路大震災）

H7.1.17 兵庫県神戸市



【阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた主な見直し】

- ・ 緊急消防援助隊、広域緊急援助隊の創設、自衛隊の災害派遣要請手続の簡略化、震度観測網の展開、被災者生活再建支援法の制定、緊急消防援助隊用の積載ホースの統一、など

○内陸型地震（平成28年熊本地震）

前震：4月14日 21時26分頃 M6.5 最大震度7（益城町）
本震：4月16日 1時25分頃 M7.3 最大震度7（益城町、西原村）

人的被害 死者273名 負傷者2,807名
住家被害 全壊8,667棟 半壊34,719棟 一部損壊163,500棟
消防庁 熊本県熊本地方を震源とする地震（第120報 平成31年4月12日）より



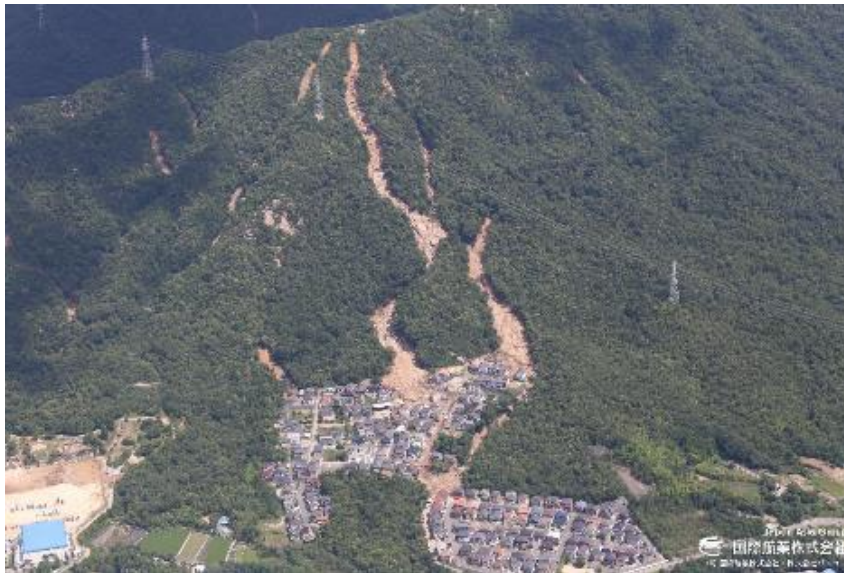
宇土市役所



益城町周辺

○ 風水害(平成30年7月豪雨)

死者224名、行方不明者8名、
負傷者459名（重傷113名、軽傷343名、
程度不明3名）
住家全壊6,758棟、半壊10,878棟、
一部破損3,917棟
床上浸水8,567棟、床下浸水21,913棟
など

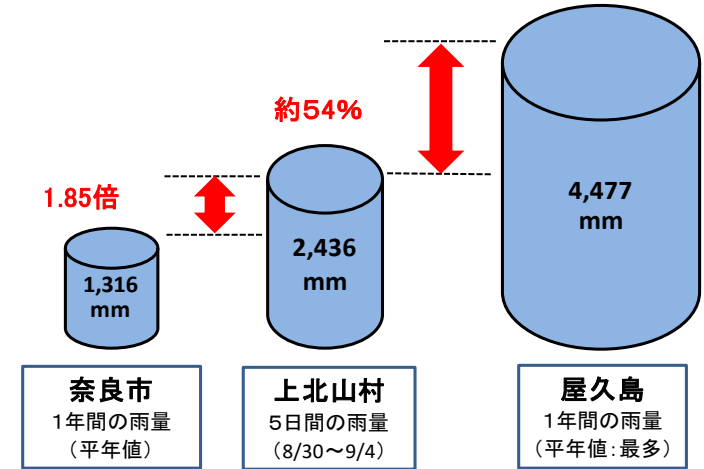


奈良県で発生した過去の災害

○ 紀伊半島大水害（平成23年）

◆ 過去に例の無い大雨

上北山村（小椽地区）にて、
5日間で2,436mmの降水量を観測
本県における、過去100年間の台風などによる
最大降水量は1,241mm



◆ 大規模な土砂災害の集中発生

奈良県、和歌山県、三重県の全体崩壊土砂量は約 1 億 m^3
(東京ドームの約 80 倍)
うち、奈良県は8,600万 m^3 (全体の約 9 割)
大規模なものだけでも 39箇所
県内全体では 約1,800箇所の土砂崩れが発生



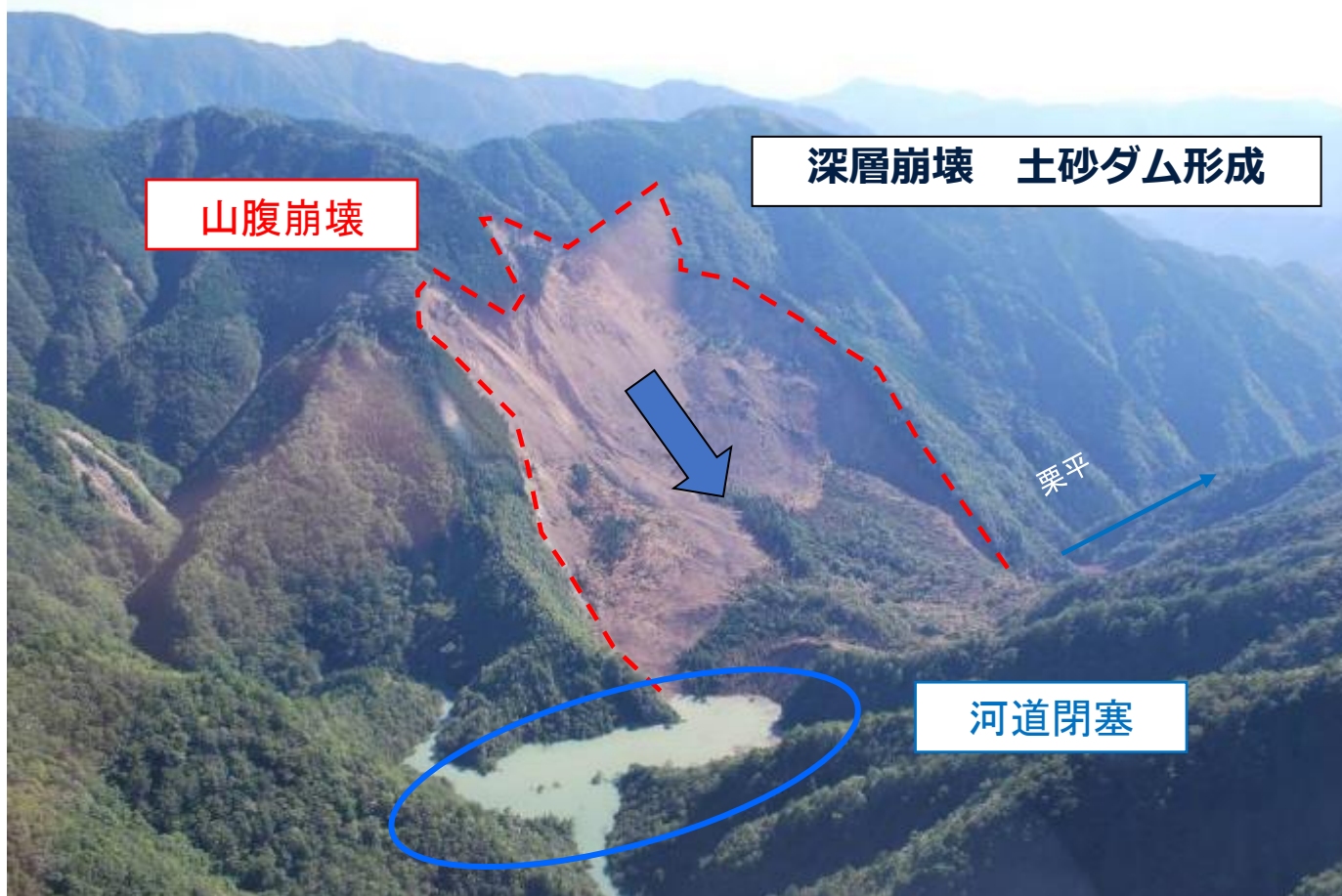
(五條市大塔町宇井地区)

◆ 土砂ダムの形成

土砂崩れにより、河道閉塞が県内で16箇所発生
うち、五條市大塔町赤谷、野迫川村北股、十津川村長殿、十津川
栗平の4箇所は全閉塞状態で、土砂ダムが形成

○ 紀伊半島大水害（平成23年）

死者・行方不明者：24人 建物被害：184棟



H23.9 十津川村栗平地区

○ 大和川大水害（昭和57年）



写真提供：奈良新聞

○ 大和川大水害（昭和57年）

◆ 大和平野部の広範囲が浸水（戦後最大の洪水）

< 4日間（7/31～8/3）の総降水量 >

奈良	342mm	大宇陀（現・宇陀市）	415mm
田原本	349mm	針（都祁）	412mm
高取（壺坂）	382mm	五條	368mm
當麻（現・葛城市）	414mm	上北山	736mm

◆ 大雨による被害が県全域に及んだ

死者10名 負傷者12名

家屋全壊24棟 半壊・一部損壊34棟

床上浸水5,573棟 床下浸水5,084棟

耕地流出・埋没 10.4ha 耕地冠水894ha

道路損壊88ヶ所 橋梁損壊 5ヶ所 鉄軌道被害15ヶ所

山・崖崩れ528ヶ所 堤防決壊2ヶ所

農業被害43億1,500万円 水産業被害5,800万円 林業被害4億5,700万円

○ 大和川大水害（昭和57年）



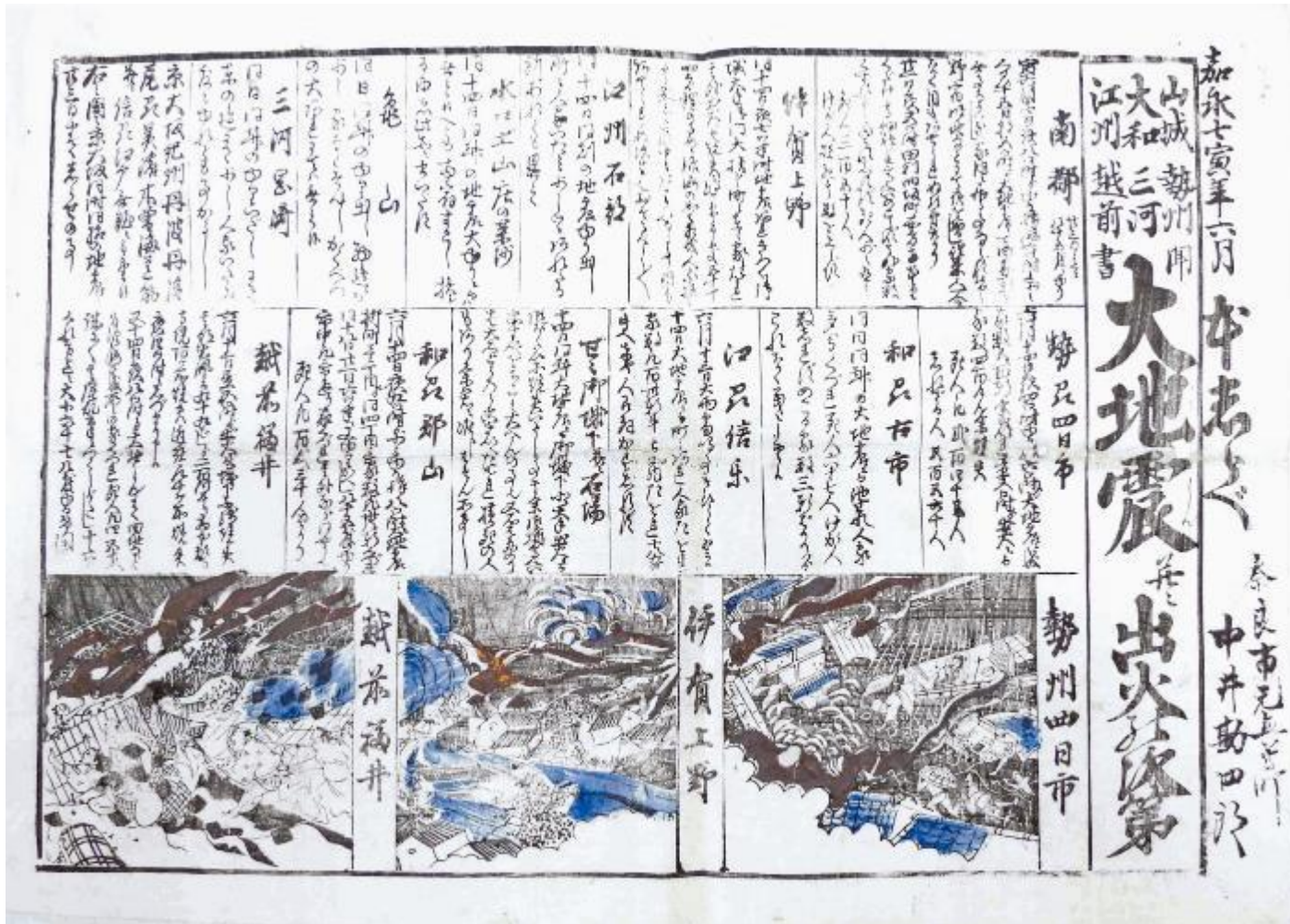
出典：「大和川大水害の記録（大和川河川事務所）」

1. 日本における災害

奈良県で発生した災害

○ 伊賀上野地震（嘉永7年（1854年））

（死者 280人 ※諸説あり 全壊家屋 700～800戸）



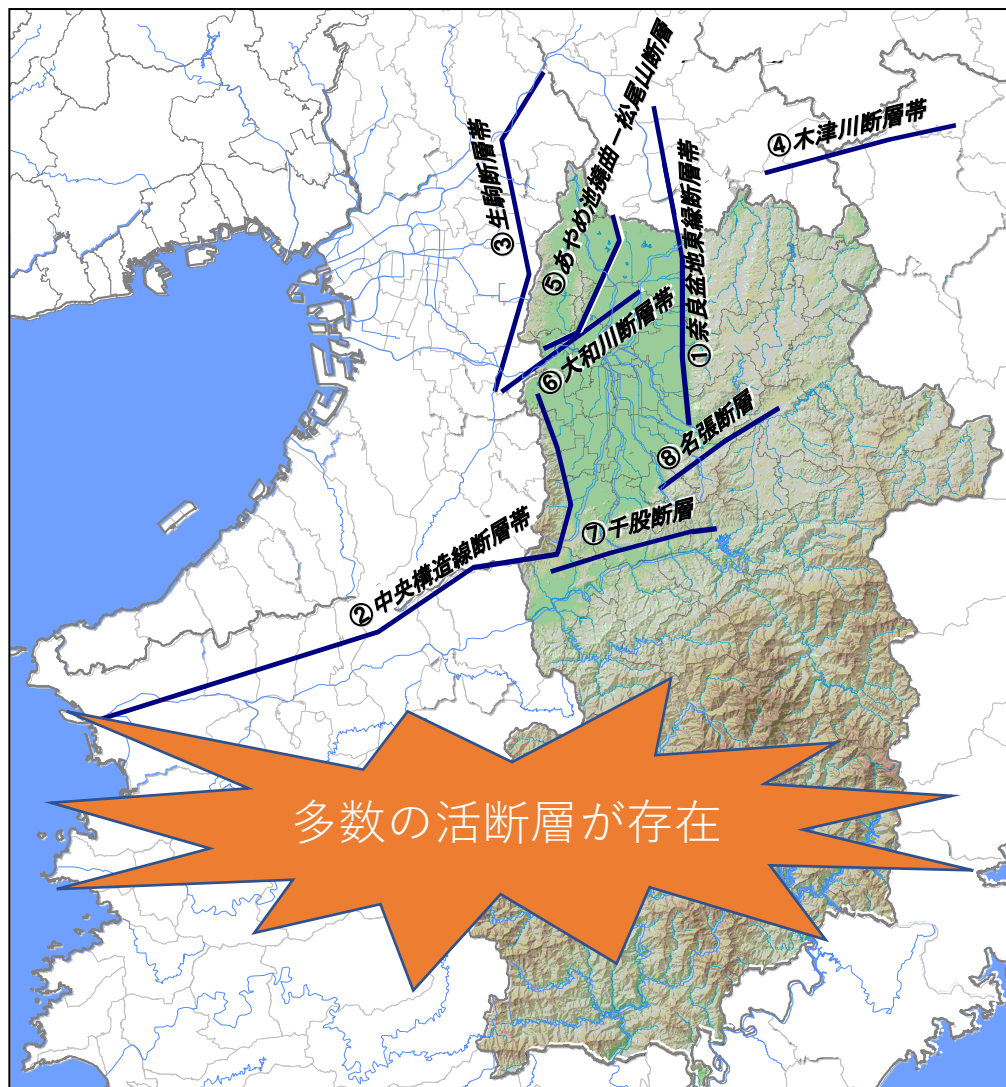
嘉永七年六月大地震瓦版（個人蔵 写真提供：奈良市教育委員会）

2. 奈良県で起こりうる災害

2. 今後奈良県で起こりうる災害

地震被害想定

○ 第2次奈良県地震被害想定調査（平成16年）



奈良県で起こりうる内陸型地震

対象地震	断層長さ (km)	想定マグニチュード*
①奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
②中央構造線断層帯	74	8.0
③生駒断層帯	38	7.5
④木津川断層帯	31	7.3
⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	20	7.0
⑥大和川断層帯	22	7.1
⑦千股断層	22	7.1
⑧名張断層	18	6.9

奈良県の地域特性

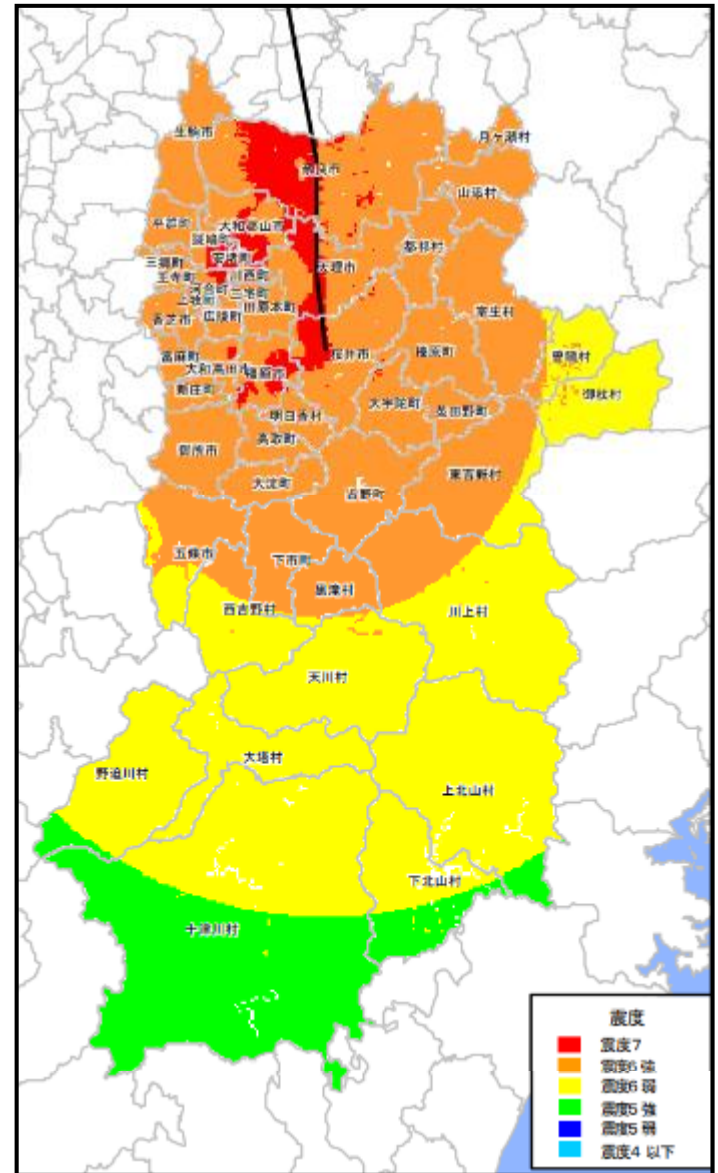
- ・ 盆地の周囲が活断層
- ・ 奈良盆地は県域の約2割
- ・ 県人口約140万人の約9割が奈良盆地に在住

2. 今後奈良県で起こりうる災害

○ 「奈良盆地東縁断層帯地震」の被害想定

※最大の被害が生じた時の推計値

マグニチュード (地震の規模)	7.5
死者	5,153人
負傷者	19,045人
住家全壊	119,535棟
住家半壊	83,442棟
建物火災 (冬の18時発災の場合)	1,199件
避難者 (発災の1週間後)	435,074人
断水世帯	433,526世帯
停電世帯 (発災の直後)	486,436世帯
都市ガス 供給支障世帯 (発災の直後)	256,903世帯

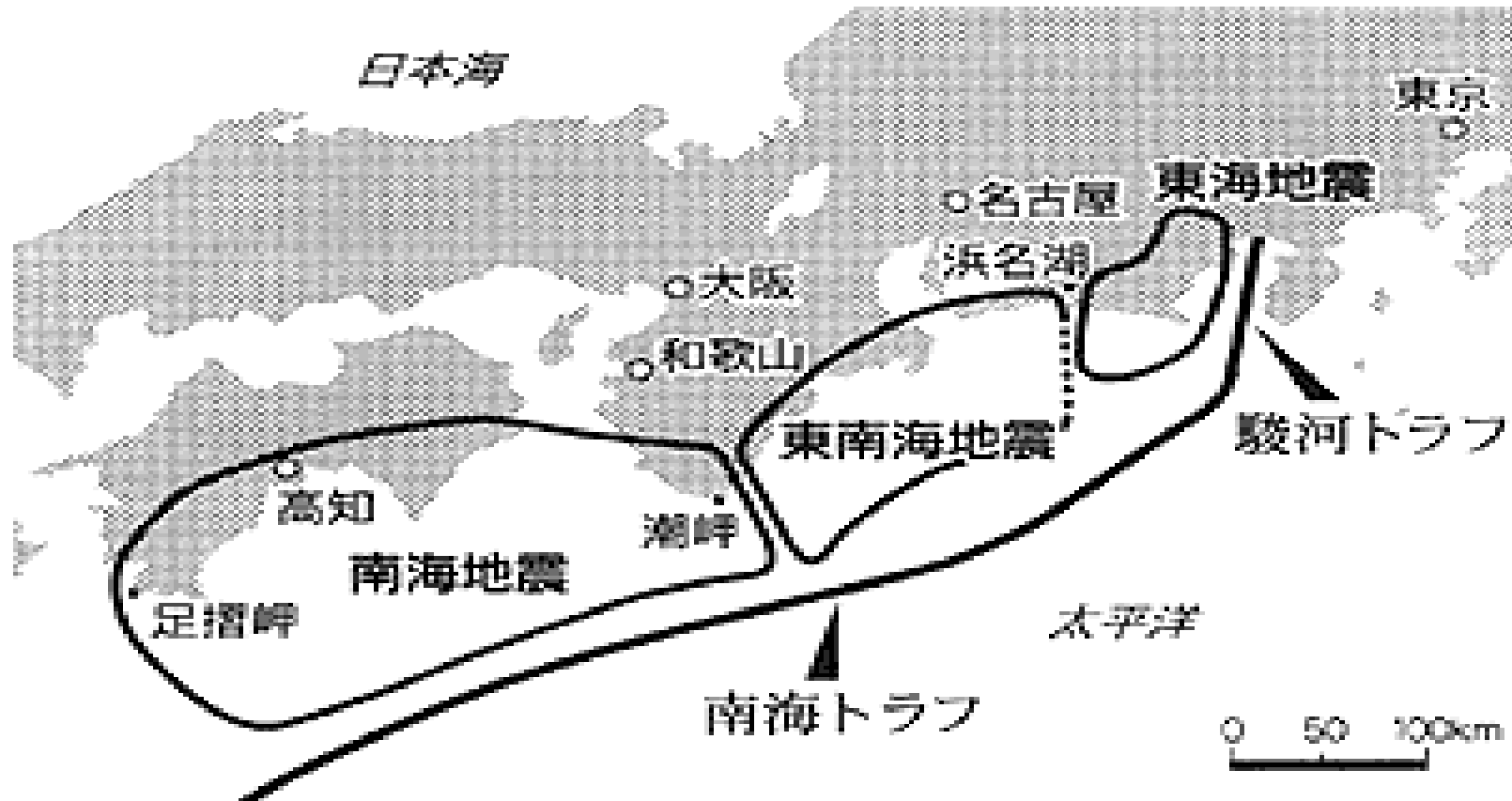


同地震の想定震度分布図

2. 今後奈良県で起こりうる災害

地震被害想定

○ 南海トラフ巨大地震 <海溝型地震>



3連動地震の場合M9.1

奈良県南部が震源域に含まれる可能性

2. 今後奈良県で起こりうる災害

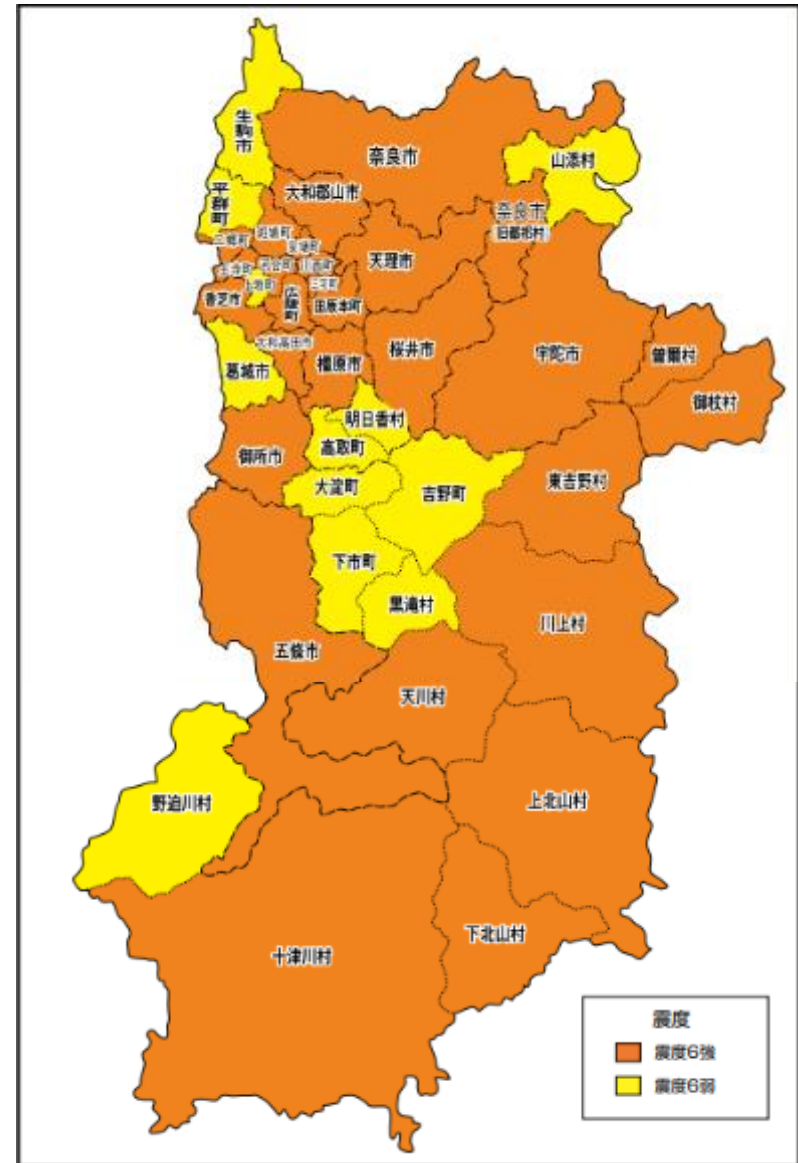
地震被害想定

○ 「南海トラフ巨大地震」の被害想定

※最大の被害が生じた時の推計値

マグニチュード (地震の規模)	9.1
死者数	約1,700人
負傷者数	約18,000人
住家全壊棟数	約47,000棟
避難者数(1週間後)	約29万人
帰宅困難者数	約13万人
断水人口(上水道)	約130万人
被害総額	3.4兆円

※奈良県では津波による被害は発生しないため、死者の90%以上は建物倒壊によるものと想定(残りは土砂災害・火災)



同地震の想定震度分布図

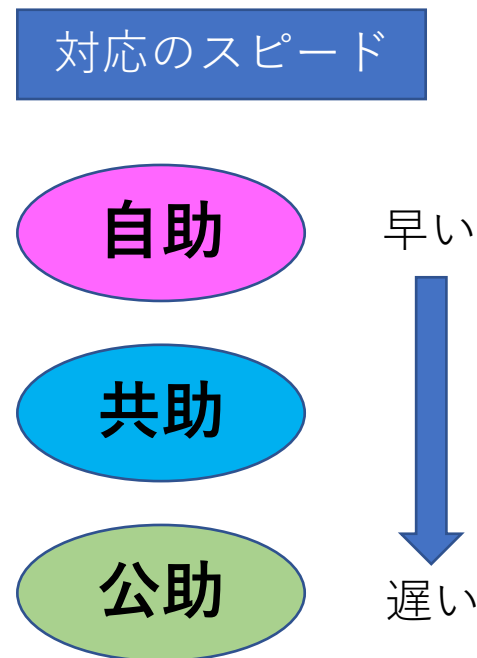
3. 自分で出来ること ～ 自助 ～

○ 奈良県地域防災活動推進条例（平成26年4月1日施行）

災害による被害をより一層減少させるためには、

- 県、市町村及び防災関係機関が県民の生命、身体及び財産を保護する**公助**によるだけではなく、
- 県民が自らの身は自ら守る**自助**の取組を実践し、
- 地域において互いに助け合って地域の安全を確保する**共助**の取組に努めることが必要かつ不可欠である。

そして、これら自助、共助及び公助が一体となり、相互に連携して、防災対策に取り組むことが重要

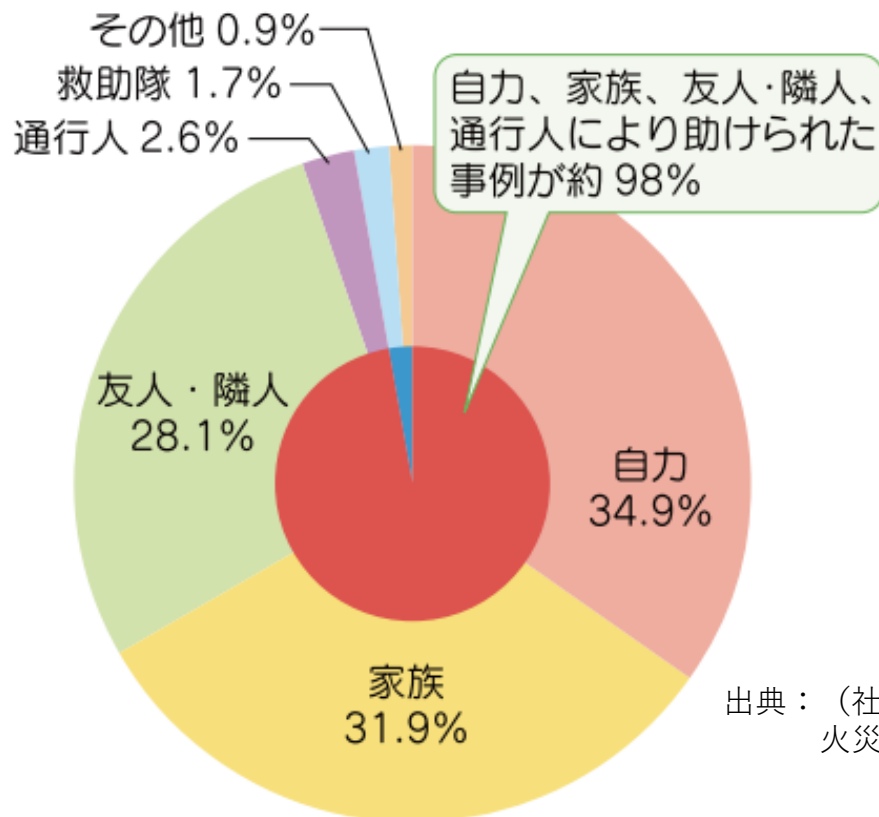


○ 自助・共助の重要性

○ 阪神・淡路大震災における救助・救出

- 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、**救出された人のうち、実に約98%が自力または近隣住民などによる救出**であったと言われています。
- また、住民による初期消火により火災の延焼をくい止めた例もあります。

生き埋めや閉じ込められた際の救助



出典：(社)日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」

3. 自分で出来ること ～自助～

■ 地域を知ること

- 過去に起こった災害
- ハザードマップの確認

■ 災害時に取るべき行動を、日頃から具体的に考えておくこと

- どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておく
- 家族同士の安否確認方法

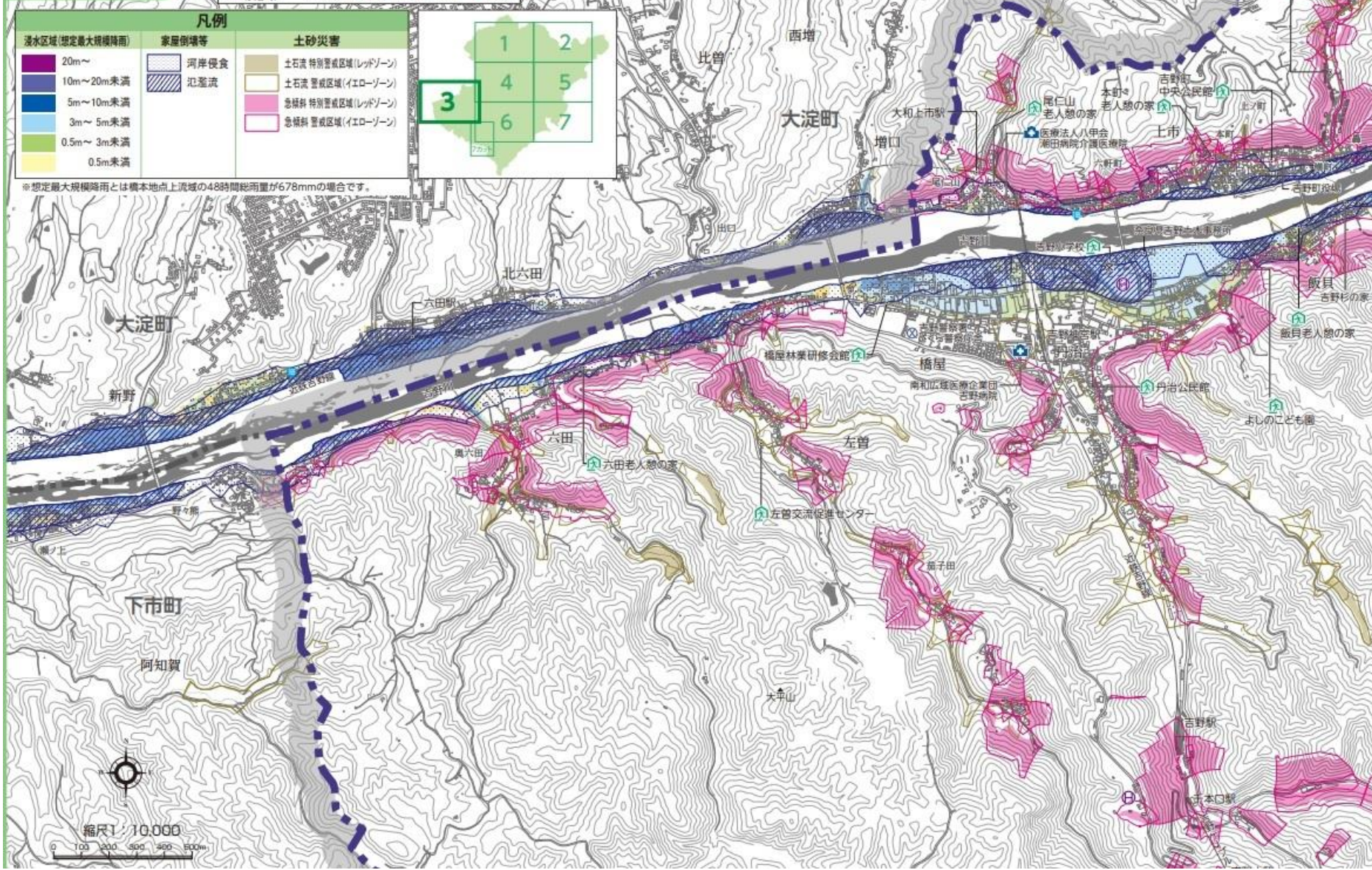
■ その他、事前に出来ること

- 家具の置き方の工夫
- 飲料水・食糧の備蓄
- 非常用持ち出し品の準備

3. 自分で出来ること ~自助~

地域を知る

詳細図 3



吉野町ホームページより

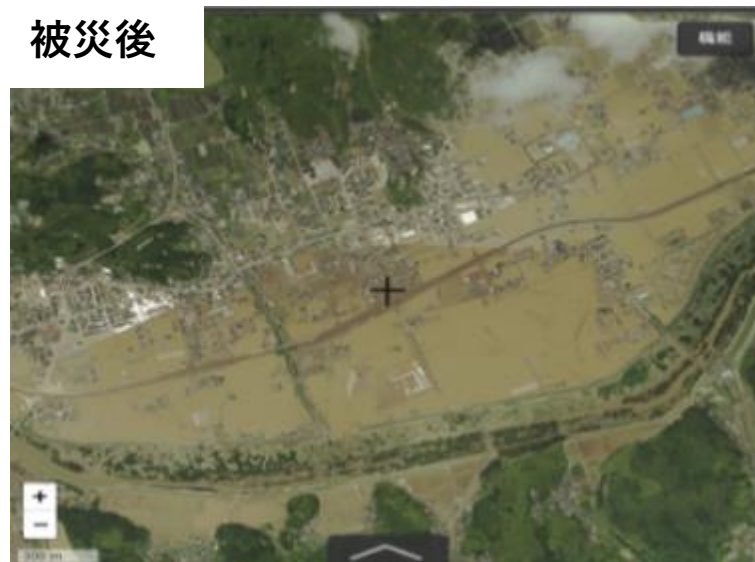
平成30年7月豪雨

※ 岡山県倉敷市真備町付近（国土地理院ホームページより引用）

被災前



被災後



⇒ ハザードマップにより浸水が
想定されていた地域と、
実際に浸水した地域とがほぼ一致



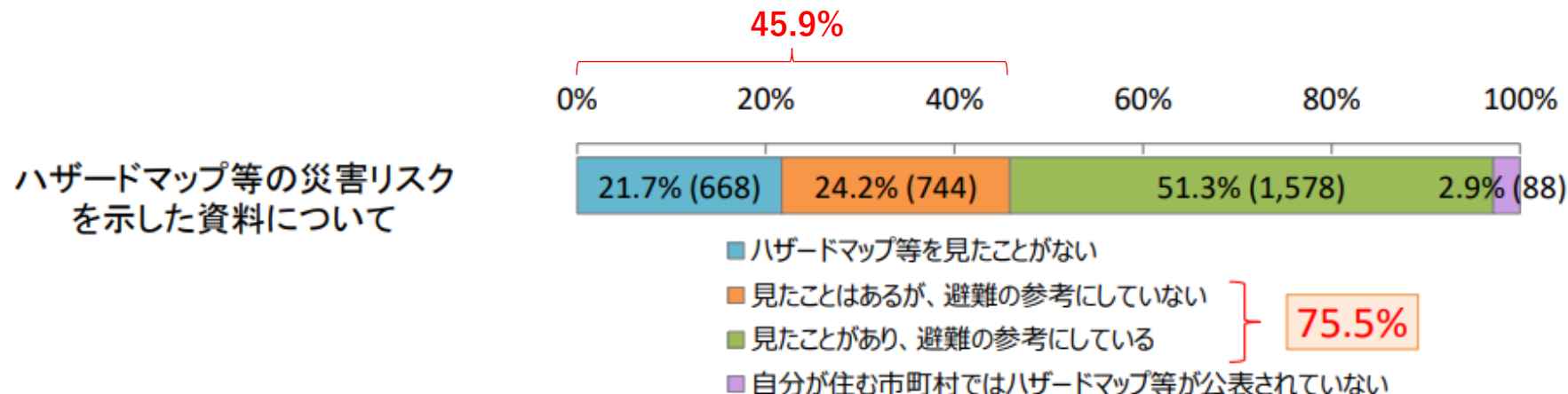
●多くの被害は、災害リスクが高いと公表されていた地域で発生

- ・ハザードマップ等の整備や活用は、地域の災害リスクの把握に有効である。台風第19号で亡くなった方のうち、ハザードマップ等で災害リスクがあると示されている区域内で亡くなった方は全体の7割

⇒ハザードマップ等により災害リスクを認識し、適切な避難行動をとることで犠牲者の軽減が期待

●ハザードマップ等の災害リスクの認知・理解が十分ではない

〈台風第19号により人的被害が生じた市町村住民を対象にしたウェブ調査結果〉



災害時には、市町村や気象台から、様々な情報が発表されます。

情報の種類	発表主体	具体例
○ 避難情報	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等避難 ・ 避難指示 ・ 緊急安全確保
○ 防災気象情報	気象台、県、 国土交通省 など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報 ・ 土砂災害警戒情報 ・ 氾濫危険情報 など

3. 自分で出来ること ～自助～

○ お住まいの地域の避難情報等は、以下の方法で知ることができます。

メディア	内容
テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・ Lアラート ・ dボタン など
ラジオ	
行政ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁HP ・ 奈良県防災ポータル など
メール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急速報メール（docomo・softbank・au等） ・ 防災情報メール配信システムなど
携帯・スマホアプリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ キキクル（危険度分布） ・ Yahoo! 防災速報 など
防災行政無線	

行政機関から提供される防災情報について確認しましょう。

3. 自分で出来ること ～自助～

日頃から考える

避難情報や防災気象情報は、とるべき行動が分かるよう、警戒レベルを付けて発表されます。



避難情報等 (警戒レベル)			
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
<b>4</b>	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
<b>3</b>	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
<b>2</b>	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報
<b>1</b>	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)		
	防災気象情報 (警戒レベル相当情報)	
	浸水の情報 (河川)	土砂災害の情報 (雨)
<b>5 相当</b>	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
<b>4 相当</b>	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
<b>3 相当</b>	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
<b>2 相当</b>	氾濫注意情報	——
<b>1 相当</b>	——	——

▶ 警戒レベル3又は警戒レベル4で必ず避難しましょう。

## ■ 避難とは、「難」を「避」けること

安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

### 【避難の例】

- 小中学校や公民館などの指定緊急避難場所への立ち退き避難
- 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などへの避難
- 自宅・施設等の浸水しない上階への移動

(自宅・施設等に浸水しない居室がある等の場合)

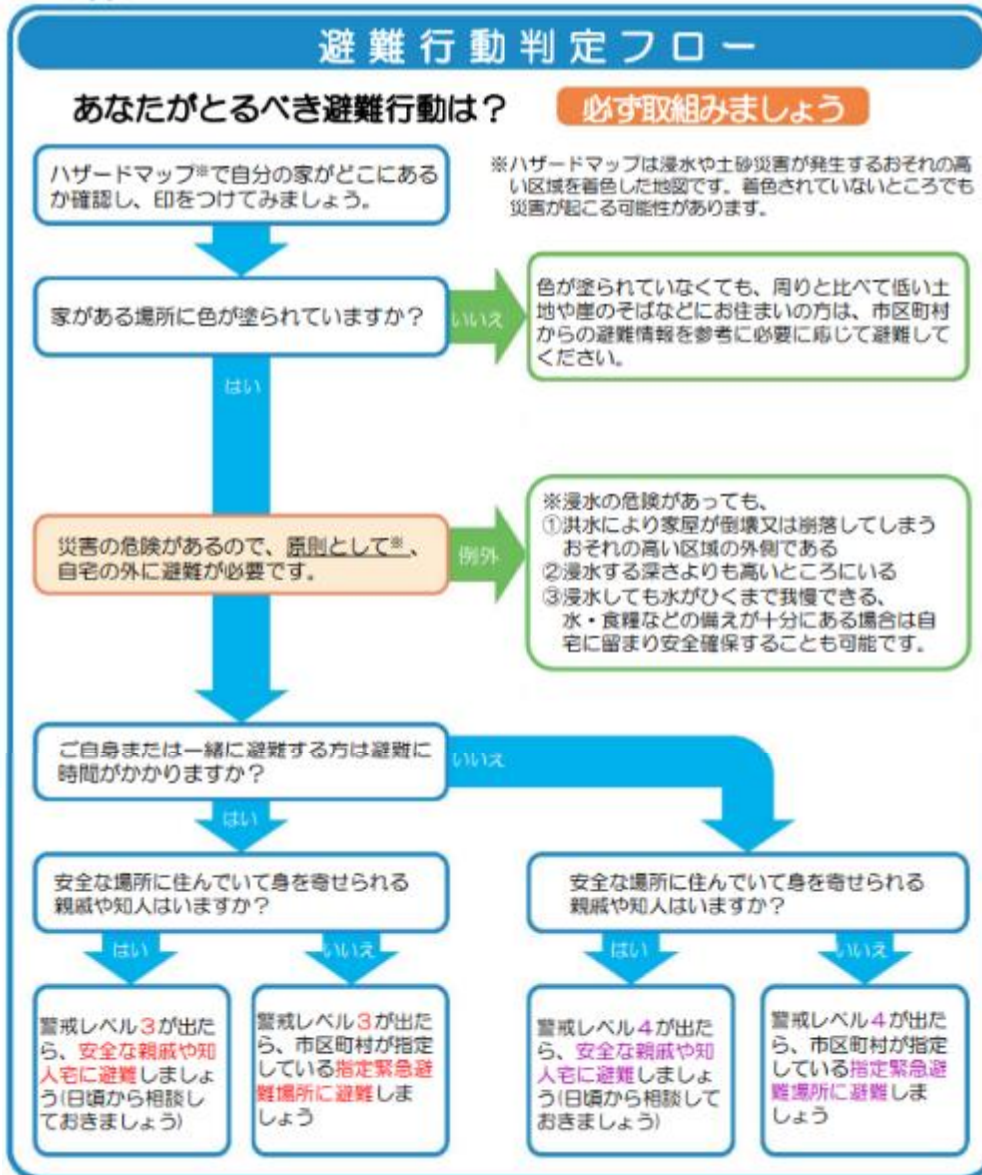




# 3. 自分で出来ること ～自助～

日頃から考える

## ◆避難行動判定フロー ～あなたがとるべき避難行動は？～



○ 「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動をこのフローで確認してください。

○ **警戒レベル3** (高齢者等避難)

**警戒レベル4** (避難指示)

が出たら、危険な場所から避難しましょう。

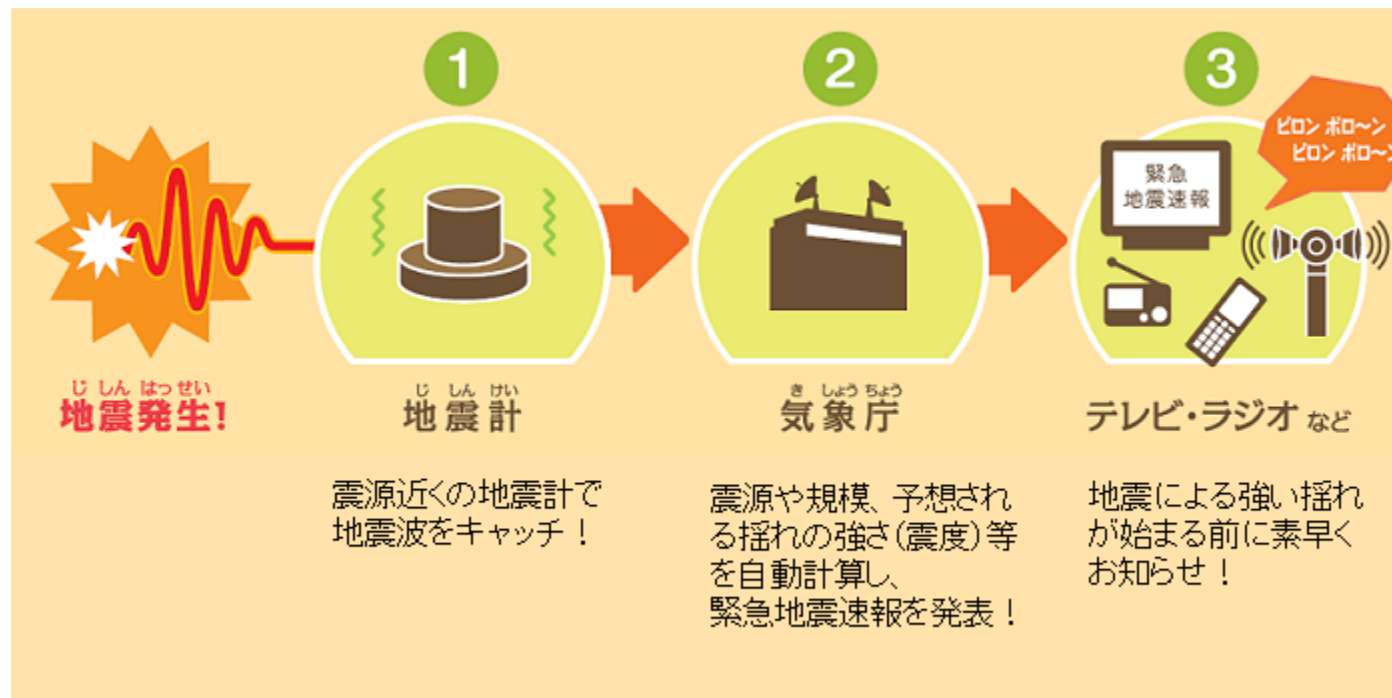
○ 「避難」とは…  
「難」を「避」けること。  
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

※ 内閣府作成「避難行動判定フロー」

## ◆緊急地震速報

緊急地震速報は、強い揺れが来ることを、テレビやラジオ、携帯電話でみなさんにすばやく知らせる情報です。地震の揺れを感じる前に緊急地震速報を見聞きした時も、緊急地震速報を見聞きする前に地震の揺れを感じた時も、行動内容は同じです。慌てず身の安全を確保しましょう。

### 緊急地震速報のながれ



出典：気象庁HP

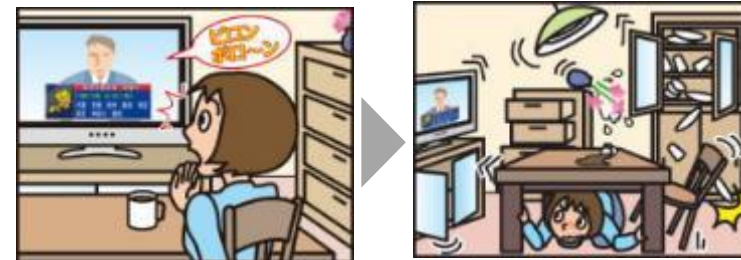


### ◆緊急地震速報が鳴ったら

周囲の状況により具体的な行動は異なります。日頃らいざという時の行動を考えておきましょう。

#### 家庭では

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難してください。
- あわてて外に飛び出さないでください
- 無理に火を消そうとしないでください



#### 人がおおぜいいる施設では

- 施設の係員の指示に従ってください。
- 落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さないでください。



#### 自動車運転中は

- あわててスピードを落とさないでください。
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促してください。
- 急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとしてください。
- 大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止してください。



#### 街中では

- ブロック塀の倒壊等に注意してください。
- 看板や割れたガラスの落下に注意してください。
- 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難してください。



出典：パンフレット「わが家の災害対策」（奈良県）

災害発生時、家族が慌てず行動できるよう、普段から次のようなことを話し合い、それぞれの分担などを決めておきましょう。

### 避難の時の「場所」「方法」「ルート」は？

- 家族が離れ離れになってしまった時の集合場所や、最終的な避難場所を確認しておきましょう。
- 避難場所までの安全な避難方法やルートを確認しましょう。
- できれば家族で実際に下見をしてみましょう。



### 勤め先や外出中の家族の安否確認は？

- 勤め先や学校、親類等の連絡先を記入し、家の中の見やすい場所に貼っておきましょう。  
(この冊子の裏表紙に記入できます。)
- 外出先で災害が発生した場合の安否の確認方法や集合場所について、事前に決めておきましょう。



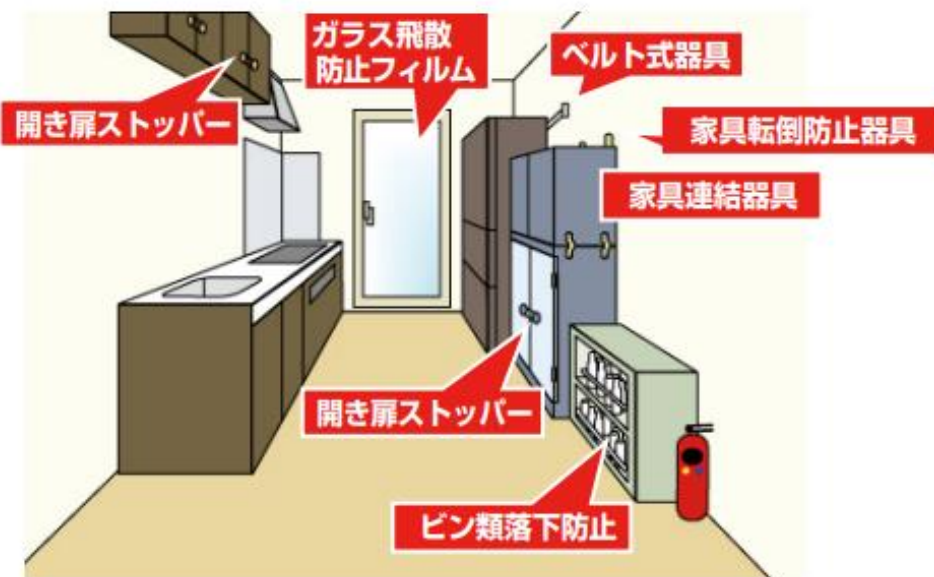
**○ 災害用伝言ダイヤル（171）も活用しましょう。**

※災害時、被災地への通信が繋がりにくい場合に利用可能。  
毎月1日及び15日など、体験利用が可能。

#### ◆ その他事前にできること

出典：パンフレット「わが家の災害対策」（奈良県）

大地震の際、倒れてきた家具の下敷きになったり、落下してきた食器などでケガをする人がたくさんいます。日頃から家具の固定や配置を見直し、地震に備えておきましょう。



- ① ガラス飛散防止フィルムを貼り、ガラス片でのケガを防止。
- ② 開き戸ストッパーで吊り戸棚からの落下を防止。
- ③ 家具連結器具で、分離した家具類を固定し、転倒を防止。
- ④ 家具転倒防止器具を家具と天井の間に取りつけ、転倒を防止。
- ⑤ ビン類落下防止具で、扉のない家具から、物の落下を防止。

**寝室のある部屋には家具を置かない、重いものを下のほうに収納するなど、家具の配置にも気をつけましょう。**

#### ◆非常持出品の例

飲料水  
食料品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）  
貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）  
救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など）  
マスク・軍手  
缶切・ナイフ  
衣類、下着  
毛布、タオル  
ライター・懐中電灯・携帯ラジオ・予備電池  
使い捨てカイロ  
ウェットティッシュ  
洗面用具  
ヘルメット、防災ずきん



**家族構成に合わせて準備し、玄関近くや寝室、車の中、物置などに置いておきましょう。**



### ◆備蓄品の例

<input type="checkbox"/> 飲料水	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1日1人3リットルを目安に、3日分を用意</li></ul>
<input type="checkbox"/> 食品	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ご飯（アルファ米などを一人5食分を用意）</li><li>・ ビスケット、板チョコ、乾パンなど</li><li>1人最低3日分推奨1週間分の食料を用意</li></ul>
<input type="checkbox"/> 生活用品	<ul style="list-style-type: none"><li>・ カセットコンロ</li><li>・ 簡易トイレ</li><li>・ ビニール袋</li><li>・ トイレットペーパー</li><li>・ ティッシュペーパー</li></ul>



**備蓄品は、家族全員がわかる場所に保管し、定期的に点検しましょう。**



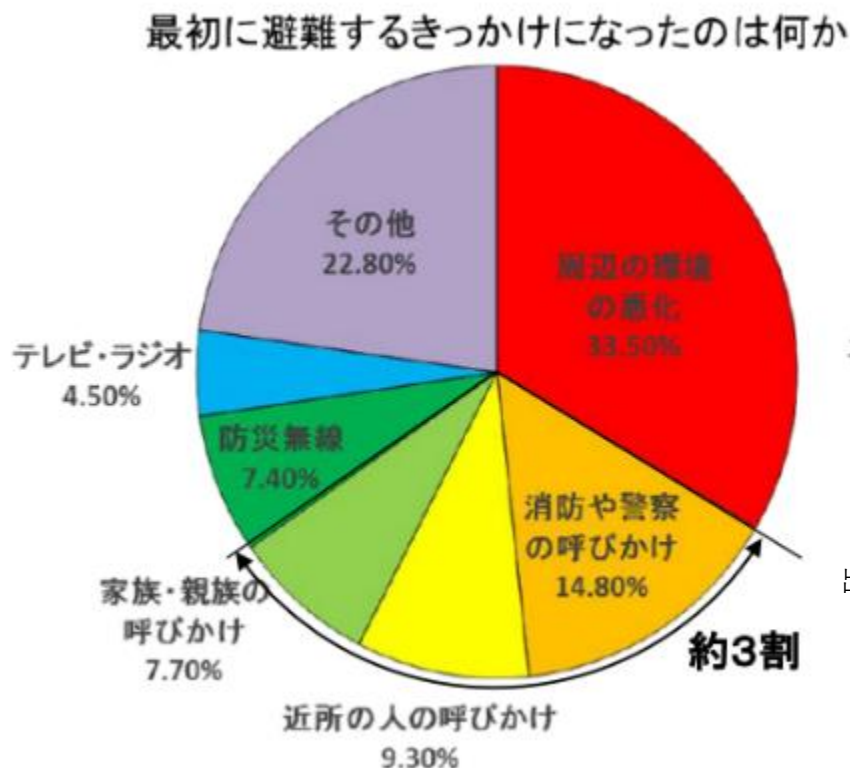
- ◆ 「自らの命は自らが守る」意識を持つことが重要。
- ◆ ハザードマップで示されたリスクは現実に起こりうるリスクである。
- ◆ 「逃げ遅れたり、孤立しても最終的には救助してもらえる」という認識は捨てる。被害が大きくなればなる程、救助が間に合わない場合があることや全ての救助要請に対応することが出来ない場合があることを理解する。
- ◆ いつ、どこへ、どの経路で避難するのか理解していなければ、円滑な避難行動が出来ずに被災することになりかねない。情報の取得が重要であること、そしてその情報に基づきとるべき行動を認識する。
- ◆ 自分／地域なりの避難のタイミング、避難経路、避難場所について、どのような情報で避難するかあらかじめ決めておく。
- ◆ 災害は様々な時間に起こるということを想定して、避難行動を考えておく。

## 4. 自分達で出来ること ～ 共助 ～

## 4. 自分達で出来ること ～共助～

### ○ 住民の避難行動 ～避難のきっかけ～

- 豪雨等による避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等によって、**周辺環境が悪化するまで避難行動を取らず、避難行動を取るタイミングが遅れたことも考えられる。**
- 一方で、**消防や警察、近所の人、家族や親族の呼びかけをきっかけにして避難した人が約3割存在**



出典：中央防災会議 防災対策実行会議  
「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）  
（平成30年12月26日公表）」



※総務省消防庁「自主防災組織の手引」抜粋

### ○ 自主防災組織とは？

自主防災組織は、「自分たちの家族やまちは自分たちで守る」という意識のもと、住民同士が協力して自発的につくるもの。

### ○ 自主防災組織の役割・活動

平常時	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 講習会の開催などによる防災知識の普及</li><li>・ 消火用具や避難・救出のための防災用資機材の準備・点検</li><li>・ 家庭や地域内の防災環境のチェック、防災マップの作成</li><li>・ 防災訓練（消火訓練・避難訓練など）の実施</li><li>・ 災害に弱い立場にある方（災害時要援護者）の状況を把握し、支援体制を整える</li></ul>
災害時	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報班：災害に関する正しい情報の収集と住民に対する情報の伝達</li><li>・ 消火班：出火防止活動・初期消火活動</li><li>・ 避難誘導班：住民を避難所など、安全な場所へ避難誘導活動</li><li>・ 救出救護班：負傷者の救出、救護所への搬送、救護活動</li><li>・ 給食給水班：食料や水などの配分、炊き出しなどの給食・給水活動</li></ul>

※熊本県「自主防災活動事例集」（平常時編・災害時編）抜粋

### ○ 自主防災組織活動事例（一例）

#### — 平常時 —

- ・ 夏祭りで防災グッズ配布
- ・ 地区運動会で避難訓練・簡易担架搬送競争
- ・ もちつき大会を活かした防災研修
- ・ どんどやで消火訓練・炊き出し
- ・ 高齢者いきいきサロンと保育園の合同防災訓練
- ・ 子ども会との防災マップづくり

#### — 災害時 —

- ・ 災害時マニュアルの作成
- ・ 自主防災組織タイムラインの作成
- ・ 自主防災組織による避難訓練 等

## 5. 国・県・市町村の役割 ～ 公助 ～

## 災害対策基本法における国と自治体の役割

### (1) 災害対策基本法とは

- ・昭和34年伊勢湾台風を契機に制定
- ・災害対策全体を体系化
- ・防災に関する責務の明確化
- ・総合的防災行政の整備、計画的防災行政の整備  
(中央防災会議、防災基本計画、地方防災会議、防災計画等)

### (2) 災害対策基本法における国、都道府県、市町村の役割 (○:責任主体、-:記載なし)

	災害対策本部の設置	防災計画	災害応急対策等	
			避難指示	応急措置
国	○	○(義務)	-	○(義務)
都道府県	○	○(義務)	○(*)	○(義務)
市町村	○	○(義務)	○	○(義務)

(*) 都道府県知事は、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなったときは、当該市町村長に代わって実施しなければならない。

非常事態に関わる他の法律

原子力災害対策特別措置法: 原子力緊急事態の発出

安全保障会議設置法 : 内閣総理大臣は重要緊急事態への対処に関する重要事項について、会議に諮らなければならない。



- 災害対策基本法において、**市町村は、基礎的な地方公共団体として防災に関する対策を実施する責務**を有し、**災害応急対策及び応急措置を実施する義務**を負っている。
- これらの責務・義務を果たすため、**市町村長には、様々な権限**が与えられている。

### <責務・義務に係る規定>

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2・3 (略)

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

2 …、地方公共団体の長…は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(市町村の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 (略)

### <権限の例>

- 事前措置の指示(第59条) : 災害を拡大させるおそれがある物件等の所有者等に対し、物件等の除去等を指示できる。
- 避難の指示等(第60条) : 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、又は指示することができる。
- 警戒区域の設定(第63条) : 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入を制限し、禁止し、又は退去を命ずることができる。
- 物的応急公用負担(第64条) : 他人の土地、建物等の一時使用、土石・竹木その他の物件の使用・収用ができる。また、現場の災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるものの除去等ができる。
- 人的応急公用負担(第65条) : 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。

# 5. 県や市町村の役割 ～ 公助 ～

## 市町村・県・国の役割

	市町村	県	国
予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の指定、運営、設備整備、備蓄</li> <li>・避難行動要支援者名簿の作成</li> <li>・ハザードマップの周知徹底</li> <li>・安全な避難ルートの確保</li> <li>・災害に強いまちづくり</li> <li>・防災訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の避難所確保、設備・備蓄の整備を支援</li> <li>・住民の防災意識の向上（出前トーク、パンフレット等）</li> <li>・災害に強いまちづくり</li> <li>・防災訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強いまちづくり</li> <li>・防災情報の提供（気象庁・国土交通省）</li> </ul>
応急	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示等の発令・伝達</li> <li>・救命救助活動（消防本部・消防団）</li> <li>・インフラの早期復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊の災害派遣要請</li> <li>・他府県からの受援</li> <li>・救命救助活動（警察・DMAT）</li> <li>・市町村への支援（物的支援・人的支援）</li> <li>・インフラの早期復旧</li> <li>・応急仮設住宅の設置等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救命救助活動（自衛隊）</li> <li>・インフラの早期復旧</li> <li>・県・市町村への支援</li> </ul>
復旧復興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難生活の支援（医療・衛生・こころのケア等）</li> <li>・被災者の生活再建支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難生活の支援（医療・衛生・こころのケア等）</li> <li>・被災者の生活再建支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町村への支援</li> </ul>

- 従来、切迫した災害の危険から逃れるための「避難場所」と、避難生活をおくるための「避難所」が必ずしも明確に区別されていなかった。
- 東日本大震災では、これが被害拡大の一因となったことから、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、「避難場所」「避難所」の位置付けを明確にし、それぞれ指定することを市町村の義務とした（平成26年4月1日施行）。

### 指定緊急避難場所

- ・市町村長は、住民等が災害の危険から緊急に逃れるため、災害種別ごとに避難場所を指定。
- ・平成28年4月1日時点で、約83,000の指定緊急避難場所が指定されている。

#### ○指定緊急避難場所指定状況等（平成28年4月1日現在）

指定箇所数(箇所)
83,452

#### ○災害種別ごとの指定状況等（※重複指定あり）

	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
指定箇所数(箇所)	49,823	47,022	14,061	60,947	29,171	30,275	27,654	7,106
想定収容人数(万人)	9,484	9,473	3,694	16,301	5,873	11,413	4,714	1,583

### 指定避難所

- ・市町村長は、被災者が一定期間滞在する場として避難所を指定。
- ・平成28年4月1日時点で、約65,000の指定避難所が指定されている。

#### ○指定避難所指定状況等（平成28年4月1日現在）

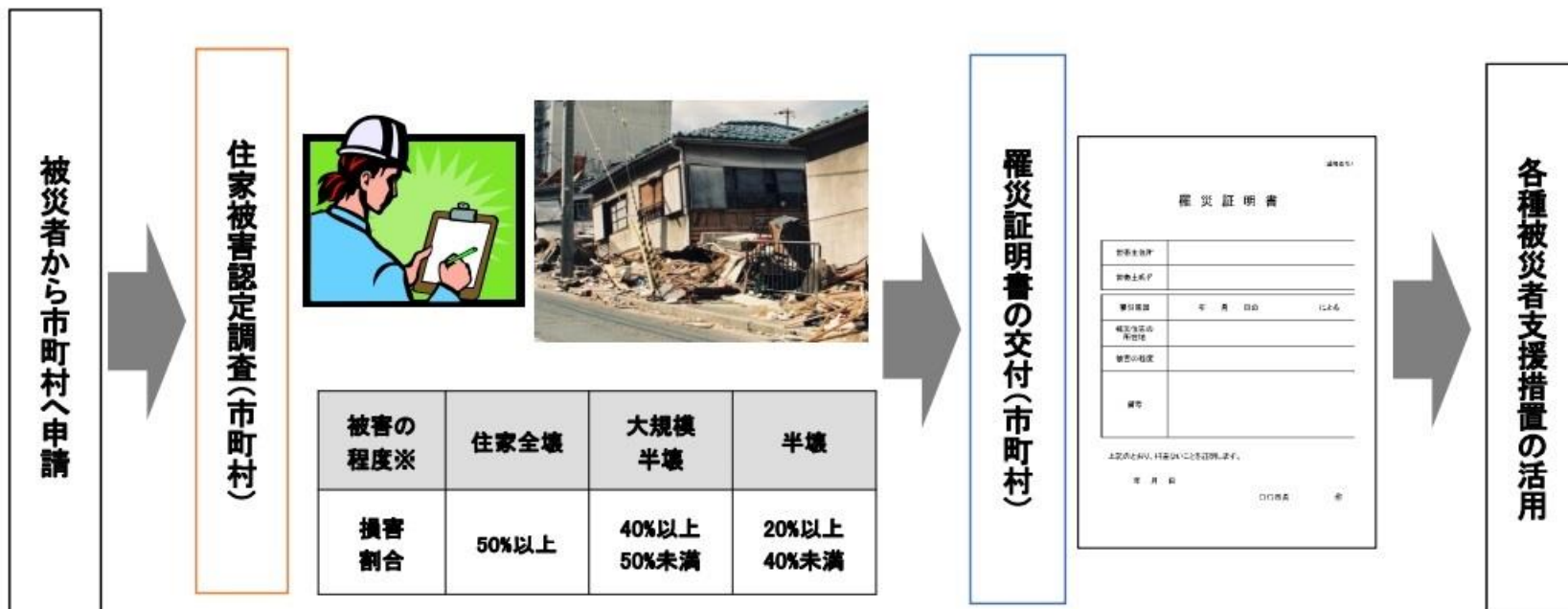
指定箇所数	想定収容人数(万人)
65,330	3,588

（出典：平成29年1月 地方防災行政の現況(消防庁)）



■市町村長は、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や、被災者生活再建支援金の支給等の各種被災者支援策の適用に必要な「罹災証明書」を、遅延なく交付しなければならない。

### <罹災証明書の交付の流れ>



※災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)(災害により被害を受けた住家の損害割合の具体的な調査方法、判定方法を定めた指針)を踏まえ、判定

### <各種被災者支援等>

- 給付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等
- 融資 : (独)住宅金融支援機構の融資、災害援護資金 等
- 減免・猶予 : 税、保険料、公共料金等
- 現物支給 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理



■市町村長は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する「被災者台帳」を整備することができる。



### ○関係部署による情報共有による重複の排除

- ・各部署で同様の情報を収集するための手間を排除(いずれかの部署で収集し、共有する)による時間・コスト等の軽減
- ・罹災の状況等、市町村内の他の部署が有している情報を何度も被災者に申請させる必要がなくなる



### ○迅速な対応

- ・援護を実施する部署において、必要な情報を有することとなるため、被災者の援護について、迅速な対応が可能



### ○援護の漏れ、二重支給等の防止

- ・援護の資格を有する(対象者である)被災者の状況を的確に把握し、漏れを防止
- ・二重支給や他の援護を受けていた場合、援護対象から外れるような要件があるものについて、要件に合致するかどうかを把握可能



### ○被災者の負担軽減、的確な援護実施

- ・被災者が複数の援護担当部署で何度も同様の申請を行わずに済む
- ・他の地方公共団体との情報共有により、市町村が総合的な対策・助言を実施可能となる
- ・本人同意等の手続を経ることにより、公共料金等の減免に必要な情報についても、市町村から関係事業者へ提供可能となり、被災者からの申請等手続き軽減が期待される

市町村が求められる役割に対応するためには → **適切な体制が必要**

- 災害対策本部の設置  
スタッフ、場所、電源、通信設備 などが必要
- 被災状況の確認、住民への状況提供、国や県との情報連携  
通信環境、情報基盤 などが必要
- 被災者の救援・救助  
人員、設備、移動手段、通信手段 などが必要
- 避難所の整備・運営、医療・衛生環境の整備  
設備・物資・備蓄 などが必要
- 他機関からの支援、ボランティアの受入・連携  
スタッフ、場所、通信手段 などが必要

災害発生時には業務量が急増

- ・これらに**迅速に対応**する必要がある
- ・普段当たり前の**機能（電源、通信等）**が**喪失**の危険
- ・（本人や家族が被災して）出勤出来ない職員もある

**庁舎には必要な機能を確保**

# 最後に ～自助・共助・公助～

☆ 日頃の備え、心構えで、命を守る

☆ 気象情報、避難情報に注意して、  
早めの避難を心がける



☆ 自分の命は自分で守る【自助】  
自分たちのまちは自分たちで守る【共助】  
県や市町村などの取組で住民を守る【公助】  
**(公助が機能する庁舎のあり方を考える)**